

第5期野尻湖水質保全計画に定められた事業の実績(H26~H30)

※

「達成」・・・既に目標を達成している項目

「順調」・・・7割程度達成している項目、あるいは目標数値はないが実施している項目

「遅延」・・・目標の達成状況が平成25年度実績を下回っている項目、あるいは達成率が低い項目

「—」・・・事業廃止した項目、実績のない項目、あるいは必要のなくなった項目

		計画			実績 (H26~30年度) 【一部は単年度の実績】	※ 評価	
項目	実施主体	対策・計画目標 (H26~30年度)					
計画期間内に達成すべき目標		環境基準点における水質	現状 (H25年度末)	目標 (H30年度末)	(H30年度)		
		COD(75%値)	2.4 mg/L	2.0 mg/L	2.1mg/L	順調	
		全りん(年平均値)	0.005 mg/L	0.005 mg/L (現状水準の維持・向上)	0.005mg/L	達成	
		湖心の透明度	現状 (H25年度末)	目標 (H30年度末)			
		湖心透明度 (年平均値)	6.5m	6.5m (現状水準の維持・向上)	6.2m	遅延	
生活排水処理施設の整備	信濃町、 県	間接流域における浄化槽の整備を図る。また、直接流域及び間接流域における下水道への接続率の向上を図る。			浄化槽整備基数 ・新規設置76基 (補助実施57基)	順調	
		対 策	現状 (H25年度末)	目標 (H30年度末)			
		浄化槽の整備(信濃町全域)	666基	770基			
流入河川の水質浄化等	水生植物を利用した水質浄化池による水質浄化	信濃町	野尻湖に流入する農業用排水の水質浄化を図るために設置されている水生植物を利用した水質浄化池を有効に活用できるよう維持管理を行い、水質浄化を推進する。			・水質検査の実施 ・草刈りの実施	順調
	流入水路等の浄化対策	信濃町、 県	流入水路の管理者は、地域住民等の協力を得ながら、流入水路等のごみの除去及び水辺の草刈りを実施する。また、流域農地を保全することにより農地の持つ土壌保全機能、水質浄化機能といった多面的機能を維持し、流入水路の水質が保全されるよう、多面的機能支払交付金等を活用した支援を行う。			・伝九郎用水組合による草刈 ・流域農地で多面的機能支払交付金を活用した農地保全活動を実施	順調
工場・事業場排水対策	排水規制	県	排水基準規制対象事業場に対する立入検査等の監視を強化するとともに、違法行為に対し厳正に対応する。			規制対象事業場に立入検査を行った。	順調
			対 策	推進事業量 (H26~30年度)		立入検査件数	
			排水基準適用事業場立入検査(指定地域内)	年1回		・のべ6事業所 6回	達成
	小規模・未規制事業場に対する指導助言	県	水質汚濁防止法、湖沼水質保全特別措置法又は公害の防止に関する条例に基づく規制の対象とならない工場・事業場に対しても、必要に応じ汚水処理施設の改善、適正管理の指導を行う。特に、下水道の供用区域内の工場・事業場に対しては、町と連携して下水道への接続を促進する。			規制対象外の事業場に対しても適正管理の指導を行った。	順調
対 策	推進事業量 (H26~30年度)		立入検査件数				
小規模・未規制事業場立入検査(指定地域内)	2年に1回		・のべ38事業所 39回	順調			
新增設に伴う汚濁負荷の増大の抑制	県	湖沼特定事業場の新增設に伴う汚濁負荷量の増大を抑制するため、適切な指導を行う。			・湖沼特定事業場の新增設なし	—	
生活排水対策	下水道等への接続の促進	信濃町	下水道の供用区域において、平成30年度末における接続率90%以上を目指し、町の融資制度の活用、個別相談等により下水道へ接続するよう、地域住民に対し指導、啓発を行う。また、間接流域においても、農業集落排水処理施設等への接続率の向上を図る。			・平成30年度末の接続率75.0%	遅延
	浄化槽の適正な設置、管理の確保	信濃町、 県	浄化槽について、浄化槽法及び建築基準法に基づく適正な設置、浄化槽法に基づく保守点検・清掃、法定検査の徹底等の適切な維持管理を図るため、啓発に努めるとともに、浄化槽への立入検査を実施する。			・小型合併処理浄化槽維持管理補助(町単) ・浄化槽への立入検査のべ132基132回	順調
	各家庭における生活雑排水対策の促進	信濃町	長野県水環境保全総合計画に基づき、各家庭における生活雑排水対策(調理くず等の流出防止、廃油の回収、洗剤の適正使用等)の普及啓発を行う。			・住民、衛生組合長へ啓発	順調

		計画				実績 (H26～30年度) 【一部は単年度の実績】	※ 評価				
項目	実施主体	対策・計画目標 (H26～30年度)									
流出水 対策	市街地対策	信濃町、 県	降雨に伴い住宅や事業場の敷地からの流出水による汚濁負荷を削減するため、各住宅及び事業場において、雨水貯留、雨水浸透ますの設置、敷地内の清掃、緑化等を行うよう普及啓発に努める。 また、降雨等に伴い市街地の道路や側溝等から流出する汚濁負荷を削減するため、地域住民の協力を得ながら、道路、水路、側溝、公園、ごみステーション等の清掃を促進するとともに、地域住民の清掃活動等の取組を支援する。 さらに、公共の駐車場、歩道等を設置する際は、雨水浸透ますを設置するなど、雨水浸透能力の確保に努める。				・観光協会、野尻区による湖畔等清掃活動の実施	順調	⑪		
							・県道の改良事業を行う際には道路排水に考慮	順調			
	農地対策	信濃町、 県	信州の環境にやさしい農産物認証やエコファーマー認定など、各種制度を活かした環境にやさしい農業を地域全体で推進する。 推進にあたっては、農業者や関係団体等への普及啓発及び連携に努めるとともに、環境保全型農業直接支払交付金等を活用した支援を行う。				・営農懇談会等において営農集団を主体に取組について推進	順調	⑫		
			対 策	現状(平成25年度末)		目標(平成30年度末)		実績			
				指定地域	間接流域	指定地域	間接流域	指定地域		間接流域	
			信州の環境にやさしい農産物認証制度	信濃町全域 61 ha		信濃町全域 100 ha		信濃町全域 48 ha		遅延	
			エコファーマー認定促進	信濃町全域 38 件		信濃町全域 42 件		信濃町全域 121 件		達成	
	長野県原産地呼称管理制度認定米	信濃町全域 2 件		信濃町全域 2 件		信濃町全域 0 件		遅延			
	環境保全型農業直接支援対策	信濃町全域 39 ha		信濃町全域 36 ha		信濃町全域 26 ha		遅延			
	自然地域対策	県	森林がもつ多面的な機能を高度に発揮させるとともに、降雨等に伴う土壌浸食や崩壊等による汚濁負荷を削減するため、間伐等の森林整備及び山腹崩壊や土石流を防止するための治山事業を積極的に推進する。				実績		⑬		
対 策			推進事業量 (H26～30年度)		直接流域	間接流域					
森林整備の推進			保安林整備(間伐等)	0 ha	36.22 ha	-	-	遅延			
			森林整備(保安林以外)	63.59 ha	466.80 ha	-	55.58ha	遅延			
治山(山腹工等)	-	1か所	1か所	-	遅延						
河川・湖沼直接 対策	信濃町、 県	地域住民と連携して野尻湖岸及び流入河川の清掃を実施するとともに、清掃活動を行う民間団体を積極的に支援し、多くの方が清掃活動に参加できるように努める。また、河川パトロールを定期的実施し、不法投棄を未然に防ぐ。				・総合型スポーツクラブ、釣振興会による清掃活動への支援	順調	⑭			
						・愛護活動への支援 ・夏季(6～9月)における「野尻湖特別パトロール」を実施	順調				
緑地 の保全 その他 湖辺の 自然環 境の保 護	生態系の保全と活用	県	指定地域内に存在する森林、農用地等の緑地その他湖辺の自然環境については、その生態系を構成する動植物、土壌等による水質保全上の機能を保全し、その活用を研究するなどの取組を行う。				・水草復元モニタリング調査	順調	⑮		
	湖辺等の自然環境の保全・復元	信濃町	野尻湖遊歩道など、野尻湖周辺環境の整備を行うとともに、野尻湖沿岸帯への水生植物の復元、繁茂、水質浄化機能を持つ在来の貝類の回復等により、水生生物を含む湖岸の生物多様性の確保を図り、自然の浄化能力の活用を図る。				・野尻湖と親しむプロジェクト(任意)及び癒しの森事業(町)により整備された遊歩道の管理	順調	⑯		
	緑地の保全その他の自然環境の保護	信濃町	野尻湖の水質の保全に資するよう、自然公園法、森林法、都市計画法、都市緑地法、河川法、長野県自然環境保全条例、長野県環境影響評価条例、信濃町環境基本条例等の関係諸制度的な運用を通じて、指定地域内森林等の緑地保全、その他湖辺の自然環境の保全に努める。				・信濃町第2次環境基本計画の推進	順調	⑰		
廃棄物等の適正処理	信濃町、 県	流域における廃棄物の適正処理を徹底し、廃棄物の不法投棄や土砂の埋立て等によって生じる環境の悪化を未然に防止することにより、野尻湖へ流入する水質汚濁負荷の削減に努める。				・公害防止協力員(町委嘱)、不法投棄パトロール(町委託)の監視と盛土たい積規制(町条例)の適正施行	順調	⑱			
		対 策	推進事業量		実績						
		公害防止協力員による監視	随 時		不法投棄 1 件		順調				
不法投棄監視連絡員によるパトロール	随 時		随時		順調						

計画			実績 (H26～30年度) 【一部は単年度の実績】	※ 評価
項目	実施主体	対策・計画目標 (H26～30年度)		
公共用水域の水質の監視	県	野尻湖の水質の状況を的確に把握するため、湖内の4地点及び流入河川等において、水質の監視、測定を行う。 特に、水生生物保全に係る環境基準については、金山地区の湾に魚類等の繁殖又は生育の場として保全が必要な特別域を設け、全垂鉛等の水生生物保全項目について定期的に水質測定を実施して、水環境保全につなげる。	・流入河川等の水質調査 ・野尻湖(4か所)及び鳥居川(1か所)で水質の監視、測定	順調 ⑱
調査研究の推進と活用	湖の水質保全に関する研究	湖の水質挙動等に関する研究に努めるとともに、春先に透明度が低下する傾向にあることから、野尻湖の水質に影響を与える可能性がある降雨時や融雪時の流入河川水の汚濁状況調査や山林、市街地、農地等から流出する汚濁負荷の実態調査を継続的に行い、有効な非特定汚染源対策を検討する。	・流入河川の水質調査2カ所 ・流入河川等の水質調査 ・湖水有機物調査	順調 ⑳
	水生植物による水辺整備	ヨシ、マコモ、ガマ、フトイ等の在来の水生植物による水質浄化や、生態系を回復できる水辺整備及び管理の手法を住民等と協力して検討し、普及に努める。	・水草研究会による植栽実施	順調 ㉑
	ソウギョの駆除	県、信濃町及び住民が連携してソウギョの駆除に取り組む。	・平成26～30年度に13匹駆除	順調 ㉒
	水生生物の復元に関する調査・研究	水草の生育状況を定期的に記録するなど、モニタリングを実施する。 また、野尻湖全域での生態系の回復を目指し、県、信濃町、民間団体及び地域住民が協働して水生植物の復元に関する研究を進める。	・水草復元モニタリング調査	順調 ㉓
環境学習の推進、環境保全意識の啓発	環境学習の推進	小学生や地域住民等を対象に、環境学習の一環として野尻湖クリーンラリーを毎年度実施する。実施に際し、事前学習等を通じて環境意識の啓発に努めるとともに、ボランティアによる継続的な浄化活動を推進する。 また、水生植物を利用した水質浄化池を、環境教育の場として活用する。これらの活動にあたっては、地域住民等の協力を得ながら実施することにより、地域全体における環境保全意識の向上を図る。	・野尻湖クリーンラリーの開催	順調 ㉔
	親水エリアの整備	野尻湖周辺で水辺に親しめる遊歩道や公園等を整備し、地域住民や観光客が野尻湖を身近に感じることで、野尻湖の環境保全に対する関心を高め、環境保全意識の向上を図る。	・親水エリアにおいてリアルタイムの野尻湖水質情報を発信	順調 ㉕
	情報収集・情報発信	野尻湖の水質、本計画に基づく対策の進捗状況や研究成果、地域における水質や生態系の保全活動の状況等について情報収集し、その内容について積極的な情報発信に努める。 情報発信にあたっては、野尻湖ナウマンゾウ博物館をその拠点とし、展示や講演会の開催等により幅広い情報の提供に努める。また、ホームページや広報誌を活用するほか、親水エリアにおける情報発信についても検討するなど、地域住民や観光客が容易に情報に触れることができるよう環境整備に努める。	・ナウマンゾウ博物館においてホシツリモなどの環境に関する展示 ・啓発用Webページの更新	順調 ㉖
	水文化の継承と発展	野尻湖に関する歴史・文化を将来にわたって継承することにより、地域住民及び野尻湖を訪れる人々が、野尻湖及び野尻湖を取りまく環境の重要性を認識できるようにし、もって環境保全意識の向上を図る。	・ナウマンゾウ博物館内に環境に関するパネル展示	順調 ㉗
地元主導による取組の強化	地域に密着した計画推進体制の整備	野尻湖の水質保全に係る機関等で構成する野尻湖水質保全対策連絡会議を開催するとともに、出前講座等により地域住民と意見交換をしながら、水質保全に向けた各種対策を具体的に検討するなど、地域に密着した取組を推進する。	・地域懇談会の実施	順調 ㉘
	間接的な流域の住民及び下流域の住民との交流・連携	導水路によって間接的に野尻湖の流域となっている長野市及び新潟県妙高市の住民及び下流域の住民との交流・連携を促進し、野尻湖の水環境の保全に努める。	・野尻湖を水源とする野尻、関川水系土地改良区との交流会の実施	順調 ㉙
	実践的な行動の促進	地域住民等の自主的かつ日常的な取組を強化するため、水環境保全に関する行動指針に基づき、地域住民等の協力を得て、実践的な行動を促進するよう普及啓発に努めるとともに、住民参加による環境保全型まちづくりを推進する。	・水草研究会の活動支援	順調 ㉚
水質汚濁事故への対応	県	油類の流出等の水質汚濁事故は湖沼環境に著しい影響を及ぼすため、関係機関が連携を密にし、事故防止の啓発に努めるとともに、事故発生時は迅速な情報伝達や被害拡大防止措置等、適切な対策を講じる。	・事故発生時に迅速な情報伝達や被害拡大防止措置等適切な対策を講じた。	順調 ㉛
関係地域計画との整合	信濃町	指定地域における開発に係る諸計画・制度の運用に当たっては、本計画の推進に資するよう十分配慮するとともに、本計画の実施に当たっても、これら諸計画に十分配慮する。	・開発行為の計画があった場合は、本計画との調整を図る。	順調 ㉜
事業者等に対する助成		政府系金融機関による融資制度とともに、県の融資制度の活用により、事業者等による排水処理施設の整備等を推進する。		— ㉝
環境保全活動の支援	信濃町、県	本計画の各種施策を推進するため、県及び信濃町は、野尻湖の水質保全に資する実践的な環境保全活動を積極的に支援する。	・「地域発元気づくり支援金」による支援	順調 ㉞

計画			実績 (H26～30年度) 【一部は単年度の実績】	※ 評価	
項目	実施主体	対策・計画目標 (H26～30年度)			
<b>流出水対策推進計画</b>					
(1) 市街地対策	信濃町、 県	① 道路清掃及び側溝清掃 降雨等に伴う市街地の道路や側溝等からの流出水による汚濁負荷を削減するため、地域住民の協力を得ながら、道路、水路、側溝、公園、ごみステーション等の清掃を促進するとともに、地域住民の清掃活動等の取組を支援する。	・野尻地区全体での道普請 ・道路側溝の清掃（随時）	順調 順調	③⑤
		② 水の循環の促進を通じた流出水対策 降雨等に伴い住宅や事業場の敷地内から流出する汚濁負荷を削減するため、住宅及び事業場において、雨水貯留、雨水浸透ますの設置及び敷地内の清掃を推進するよう普及啓発に努める。 また、公共の駐車場、歩道等を設置する際は、雨水浸透ますを設置するなど、雨水浸透能力の確保に努める。		—	③⑥
		③ 緑化の促進 宅地や事業場の敷地等の緑化を促進することにより、敷地等からの土砂流出を防ぐとともに、植物に栄養塩類を吸収させることにより、野尻湖に流入する汚濁負荷の削減を図る。	・花いっぱいのみちづくり事業（町単）	順調	③⑦
(2) 農地対策	信濃町、 県	信州の環境にやさしい農産物認証やエコファーマー認定など、各種制度を活かした環境にやさしい農業を地域全体で推進する。	・認証制度の活用 ・各種制度を活かした環境にやさしい農業を地域全体で推進	順調 順調	③⑧
(3) 自然地域対策	信濃町	流域の多くを自然地域が占めることから、自然地域の持つ水の浄化機能やかん養機能に着目し、その機能が十分発揮されるよう地域を保全する。	・町の森林整備計画に基づき間伐の実施	順調	③⑨
(4) 河川浄化対策	信濃町、 県	野尻湖岸及び流入河川の清掃により、野尻湖に流入する浮遊ごみや枯れた水生植物等の流入抑制を図る。	・伝九朗用水組合による定期的な草刈り	順調	④⑩
			・野尻湖畔の草刈り等	順調	
流出水対策に係る啓発に関すること	信濃町、 県	県は、信濃町や関係機関と連携し、パンフレットの作成・配布等により、住民に取組目標や具体的対策について周知し、理解と協力が得られるよう努める。	・地域懇談会の実施	順調	④⑪
その他流出水対策の実施のために必要な措置に関すること	県	県は、流出水対策地区における対策の効果を把握するため、水質等の測定を実施し、以後の野尻湖流域における流出水対策に反映させる。また、県及び信濃町は、簡易測定等を活用し、住民との協働による水質モニタリングについても併せて行う。	・流出水対策地区水質モニタリング	順調	④⑫